

<留意事項>

- ・企画内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・今後の商品開発や普及にあたってニーズを把握するため、飲食事業者からのフィードバックを収集できるよう企画内容・実施方法を工夫すること
- ・飲食事業者の参画を得られるよう、企画内容・実施方法を工夫すること。

(3) 販路開拓の方策検討

上記(1)及び(2)の実施結果を踏まえて、次年度以降の飲食店における販路開拓につながるアイデア・方策について伝統工芸事業者やクリエイターなどの専門人材と意見交換し、その内容を取りまとめること。

5 成果物及び提出物

本業務完了後、以下の報告書を電子データにて提出すること。

- ・調査結果報告書
- ・事業結果報告書

6 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 その他

- (1) 企画提案書では、プロポーザル参加者の創意工夫を生かした提案が可能であり、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。
- (2) この仕様書は、プロポーザル実施用のものであり、委託契約時には受託候補者との協議内容等を踏まえ、これを修正することがあります。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとします。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできません。
- (6) 委託業務に伴って生じた著作権については、原則として富山県に帰属するものとします。また、受託事業者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとします。
- (7) 本業務は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求められます。